

学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する要綱

昭和 60 年 4 月 1 日施行

最終改正 令和 3 年 1 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、職員が、職員の分限に関する条例（昭和 26 年埼玉県条例第 51 号。以下「分限条例」という。）第 2 条の規定に基づき、学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導（以下「研究等」という。）に従事する場合、その承認の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(休職の期間)

第 2 条 休職の期間は、2 年以内とする。

(給 与)

第 3 条 職員には、休職の期間中、職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）第 21 条第 5 項の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。

(研究等の申請)

第 4 条 職員は、研究等に従事しようとするときは、あらかじめ、受入先の受入れを証する書面を添えて、研究等従事申請書（様式第 1 号）を所属長及び主務部長を経由して、知事に提出しなければならない。

(所属長の意見)

第 5 条 所属長は、前条の研究等従事申請書に、意見書（様式第 2 号）を添付しなければならない。

(研究等の承認)

第 6 条 知事は、研究等従事申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、研究等承認（不承認）決定通知書（様式第 3 号）により、当該職員に通知するものとする。

(研究等の不承認)

第 7 条 知事は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その研究等に従事することを承認しないものとする。

一 本県職員としての勤務年数が研究等の開始日において 5 年未満であると

き。

二 勤務成績が良好でないとき。

三 現に従事している職務と従事しようとする研究等とに密接な関連が認められないとき。

四 研究等に従事することにより、所属課所の業務に著しい支障が生ずると認められるとき。

五 研究等が本県にとって有益と認められないとき。

六 前各号に定めるもののほか、知事が研究等に従事することを不相当と認めるとき。

(承認者の数)

第8条 第6条の承認は、1年度につき3人を限度として行うことができるものとする。

(報告)

第9条 研究等に従事する職員は、研究等を中断又は中止する場合は、あらかじめ所属長を通じ知事に報告しなければならない。

2 休職の期間満了前に研究等が終了した場合は、直ちに所属長を通じ知事に報告しなければならない。

(研究等の状況把握)

第10条 所属長は、研究等に従事する職員の研究等の状況について、適宜把握するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

研 究 等 従 事 申 請 書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

所 属
職・氏名

研究等に従事したいので、学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 本県採用 年月日	(本県勤務年数) 年 月
2 学校等の名称及び所在地	別紙のとおり
3 研究等の期間	
4 研究等の内容	
5 現在の職務内容	
6 職務と研究等の関連性	
7 本県にとっての有益性	

- (注) 1 本県勤務年数は、研究等の開始日現在で記入すること。
2 4～7については、別紙に詳細に述べること。

様式第2号（第5条関係）

意 見 書

年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

（所属長）

次の職員の研究等について、学校等において研究等に従事する職員の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

職員の職・氏名

記

1 職員の勤務成績

2 職員の職務と研究等の関連性

3 職員が研究等に従事することによる業務への支障

4 本県にとっての有益性

5 総合的意見

